

平成20年第2回東大和市議会総務委員会記録

平成20年6月11日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	関田正民君	副委員長	関野杜成君
委員	西川洋一君	委員	粕谷洋右君
委員	蜂須賀千雅君	委員	中間建二君
委員	御殿谷一彦君	委員	大后治雄君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	佐村明美君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	22番	二宮由子君

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

出席説明員（5名）

副市長	小飯塚謙一君	企画財政部長	浅見敏一君
子ども生活部長	木内和郎君	企画課長	鈴木尚君
市民会館長	仲里章君		

会議に付した案件

- (1) 第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- (2) 20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情

午前 9時45分 開議

○委員長（関田正民君） ただいまから平成20年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

議題の審議に入る前に、ここで座席の変更について、お諮りいたします。

本年4月1日付で会派の構成に変更がありました。

よって、ただいま御着席のとおり座席を変更したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（関田正民君） 第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 指定管理者の問題ですけれども、公募から受け付けまでの経過はどのようになっていたんでしょうか。まずそれを1点お伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 本年1月1日の市報及びホームページにおきまして、公募の案内を掲載いたしました。また、1月8日から募集要項及び申請書等をホームページに掲載いたしました。応募団体はホームページからダウンロードしてもらった方法で配布いたしました。その後1月17日に公募の説明会、18日に施設案内会を実施いたしました。公募説明会につきましては37団体、60名の方がお見えになりまして、施設案内会には32団体、53名が出席してございます。

続きまして、1月30日と31日、その2日間にわたりまして、市民会館運営に関する質問を受け付けいたしました。その後2月13日、その回答をホームページに公開いたしました。質問及びその回答につきましては、質問については19団体、回答については261件であります。その後3月5日、6日、その両日に応募書類の受け付けを行いまして、結果といたしまして8団体の応募がございました。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 平成21年4月から、円滑に市民会館の管理運営を行っていただくためには、早期に新館長でしょうか——を決めていただき、市民会館の管理運営を周知、熟知していただいたほうがよいとは思いますが、館長候補者は決まっているんでしょうか。また決まってないとしたら、指定管理者の予定者、候補者は館長をいつごろ決めようとしているんでしょうか。

それから、今後管理運営等の引き継ぎはどのようにしていくつもりでしょうか。引き継ぎを実施する際には、21年度以降に所管する部署につきましても、同席、立ち会うんでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 2点、御質疑をいただきました。

まず1点目でございますが、市民会館を管理するほうといたしましても、なるべく早い時期に館長候補者が決まっていることが望ましいわけでございます。そういった中で、現在指定管理者候補者に確認いたしましたところ、現在はまだ館長は決まっていないとの返事がございました。いつごろ決まるのか市のほうでも確認いたしましたら、当該事業者は会社の決算時期と申しますか、決算が6月になってございまして、その時期に合わせて人事異動を行うと聞いております。その時期に合わせて決定するというところで確認がとれているところでございます。

それから2点目でございますが、管理運営等の引き継ぎの件でございます。

議会終了後、協定書の締結を行うわけでございます。その後予算編成に向けまして、21年度の指定管理料を確定するための年度事業計画書の調整を行います。それとあわせまして、事務の引き継ぎを行ってまいります。21年4月からの市民利用に支障を来さないように、余裕を持って指定管理者と調整をしていきたいと思っております。

また、来年度所管部署が決まりましたら、改めて三者で打ち合わせ等を実施いたしまして、調整を図った上で所管部署も市民会館の管理運営を熟知できるような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今回の指定管理者の指定については、今議会の一般質問でも同様の質問がありましたので、重複するかもわかりませんが、委員会としての慎重審議を期す意味で重複する内容についても御答弁いただきたいと思っております。

一つは今回の今提案していただいている管理者に選定される過程、経過の段階のお話と、それから今回決めていただいた市側が今提案していただいている管理者との協定なりの話と、二つに立て分けてちょっと質問したいと思うんですけど、一つは今提案していただいていますコンベンションリンクージュですね、こちらを選定するに当たってのさまざまな市側としての本格的な民間株式会社に対して、民間の活力を生かした中で市の公共施設を管理運営してもらおう本格的な取り組みだと思っておりますので、この中で市側がこの管理者を選定するに当たって、どういう点に留意をした中で取り組みをなされてきたのか。また、結果的にこの提案していただいている民間企業コンベンションリンクージュに決まった理由について、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） まず今回のコンベンションリンクージュに至った経過、当初こういった民間の企業に公募ということで、市民会館の公立の精神を引き継ぎつつ民間の活力ということで、民間のサービス向上ということを目指して公募させていただきました。そこで応募につきましては、最終的に8団体という形で応募がございました。それぞれが企業体を組むなり、あるいは単独の業者もおりましたけれども、それぞれホールの運営経験豊富などというところでありました。そういうところから施設の管理面での安全性とか、あるいは情報関係がやはりございますので、その保守、そういった点も考慮に入れまして、応募条件を公募の中で募集要項に定めましてございました。それに応じて審査いたしましたわけでございますけれども、まず第1次の審査のときには、それぞれの募集要項に沿ったものを提出いただきまして、その中身の書類審査ということを中心に行いました。その中でも、やはり自主事業に対する考え方であるとか、施設の管理の考え、こういったところを比較検討させていただいて、この委員の合議によりまして採点をいたしましたわけです。そこから4団体が選定されまして、4月15日の第2次審査になりました。

そこで、1次の審査の中で採点されて上位の4団体が選考されたわけですが、それぞれのかなり高いレベルの提案がございました。それで4月15日に際しましては、プレゼンテーションを各4団体からいただきまして、考え方とか、それを改めてプレゼンをしていただきまして、そこでの聞き取りをし、その後にヒアリングという形をさせていただきましたので、事業に対する考え方をかなり細目にわたって聞かせていただきました。その中で、評価という点でございますけれども、一つは事業に対する考え方の中で、特に一つは事業の企画についてでございます。企画については、当然ハミングホールを利用される方々に対する直接的な企画、主催事業でありますけれども、主催事業と同時に共催事業等についての考え方も積極的であったと。これは、見る方については、市民の方々は主催であろうが、共催であろうが、こういうものはすべて一緒という見方をするので、そ

の利用者の視点に立った提案ということが大きく採点の中で高い評価があったと思います。

もう1点は、人員についてでございますけれども、やはりハミングホールの職員を、例えば舞台であるとか受け付けであるとか、それぞれ専門的なものだけではなくて、すべてを対応できるようなやり方をしたいということでの提案がございました。舞台にかかわる職員も、事務所の受付業務もできるようにとか、そういった提案がありまして、結果として人員の削減等も考慮できていると、コストの削減も実現される提案がございました。そういった点で、サービスを向上させつつ経費の節減を図れたという点で高い評価を得て、このコンベンションに候補者として決定させていただいております。

以上です。

○委員（中間建二君） そういう視点を持っていただいて、今回御提案いただいている企業に決まったという形の中で、この指定管理者に対する条例制定のときにも私申し上げましたけれども、指定管理を進めるに当たっては、やはり大きな二つの目的があるというふうに私は認識をしております。一つは、公がやっていた、行政が直営でやっていたものを民間にお願いをするということは、一つは大きな経費節減なり、効率化ということについて、効果を生み出さなければ、これは直で公営でやったほうが良いということになりますので、当然一つは大きな経費節減なり運営の効率化ということが、一つの大きな目的、目標であると思います。

それから2点目は、これも経費が節減されるだけでサービスの低下を招いては、これは何の意味もないわけですから、効率化、経費節減を生み出しながら、民間にお願いをすることでより専門性の高い、よりサービスが充実をする、また、市の施策、目的が充実をさせていくということが、この指定管理者の大きなねらいだということで、私も指摘をさせていただいて、今回この提案していただいている会社に選定されるに当たっても、当然そこを大きな判断基準に見られて御提案いただいているというふうに認識をしているんですけど、この2点について、今資料として基本協定書の（案）と、それから基本事業計画書、示されております。私も目は通しておりますけれども、改めてこの二つの資料に基づいて、一つは経費の面、もう一つは市が目標とする文化芸術振興の中のサービス向上の点、この点の2点がこの会社をお願いをすることによって、どのように効果が生まれ、図られていくのか、この点について御説明をしていただきたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） この基本事業計画書そのものは基本の方針から入りまして、それぞれの事業の取り組み、あるいは営業関係の活動方針であるとか、施設の管理、それから最後には情報公開に関する考えとか、それぞれ分野別に徹しました。その中で総体的に評価した中で、まず住民サービスの向上という点で考えますと、一つの提案としてケータリング、あるいは看板の請負などのワンストップサービスをみずからの会社でやりたいという点が特徴的な面でございました。

それから先ほど申し上げましたが、舞台職員をすべて館内の仕事を知ってもらうという意味で、事務室にも配属を横断的に回して対応したいと、そんな点も特徴です。

それから、チケットの販売方法についてでございますけれども、これは自主事業及び共催事業についても同じハミングホールの事業なので取り扱いをしたいという点がございました。

あとは自主事業の関係ですと、市民会館では現状では少なかった項目といたしますと、例えば講演会とかそういったものの主催も考えたいという提案がありました。

それから代表団体コンベンションリンケージは、他の指定管理でも文化ホール関係をかなり手がけております。そこでスケールメリットを活用したいということで、ぜひ他の施設での運営のノウハウ、これも提案して生かしたいということがございました。

それから、経費の削減の面では人件費の削減というところでの項目でありますと、舞台管理については直営でやりたいということの提案もありました。

それから全体経費については、今回比較した中でも5年間の事業計画、収支計画を見ますと、一番低額に示されていたと。そんな点が、この事業計画書の提出とともに内容が確認できた項目でございます。

経費について、再度申し上げたいと思います。

複数社についてのお話をさせていただくことでよろしいでしょうか。経費につきましてでございます。

指定管理委託料といたしますと、5年間で4億1,339万9,000円という金額でございました。この指定管理料の委託の計算に当たりましては、まず歳出側で支出の側ですけれども、自主事業、人件費、管理費、事務費、そういった累計でいきますと8億1,663万8,000円という金額でございました。それから、収入面を差し引きます。収入面ですけれども、利用料金、これ施設の使用料でございます。それから、自主事業の収入、共催事業の収入、その他の独自事業の収入ということで合計いたしますと、収入で4億323万9,000円という金額で収入がございました。この支出と収入を差し引まして、4億1,339万9,000円という金額で見積もりが出ております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ちょっと私の聞き方が悪いのか、今回のこの民間会社に指定管理をお願いすることによって、行政としては具体的にどれぐらいの経費節減ができるのかということ、具体的に今の試算で結構ですので、明確にお願いしたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） これにつきましては、市の14年から18年の5年間の合計で、指定管理委託料に相当する額を算出いたしますと7億2,793万円でございます。差し引き約3億1,000万円強ということでございますので、1年間といたしますと平均でいきますと6,000万円の差が出ていると、そういう状況でございます。

○委員（中間建二君） 経費的には年間6,000万円、今回今まで直営でやっていたものを指定管理、民間会社にお願いするというので、経費的には6,000万円の削減ができるということ。

それからもう1点、この資料に出ています基本事業計画書を見ますと、やはり民間の専門でさまざまな人材も持ち、ノウハウも持っている会社が提案する内容はさすがだなというふうに見られるところがたくさんございました。先ほど部長のほうでは、ワンストップサービス等々の御説明もありましたけれども、例えば具体的にこの5年間の中で、例えば利用者の満足度90%以上を目指すとか、それから来館者数を前年度比50%増加とか、具体的な数値目標を決めて取り組んでいच्छるとか、またこのハミングホールを地域文化の振興なり、情報発信の明確な基地といいますか、中心的な施設として位置づけて、行政との連携も図っていくとか。また、文化芸術活動に関する情報相談機能の提供、活動の交流促進とか、これは本来的にはハミングホールに行政なり、市民が期待をしていたことが、なかなかいろんな制約の中で直営では難しかった部分が、この基本計画書どおり取り組みが進めば、私は相当なこれは当市がねらいとするホールを活用した、ホールを拠点とした文化芸術振興策というのが、相当これ進むんじゃないかというふう期待をしているんですけども、この点についてどういう御認識をお持ちか再度お願いいたします。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいまのお話の中でも、やはり積極的な姿勢ということが一番ヒアリングの際、プレゼンやっていたときにも感じたんですけども、先ほど数値目標についても明確に示しておりました。それでそのコンベンションリンクエージの運営している施設等についても、その後実績的にいかがかというところも担当課のほうで調べたりしてみたんですけども、前年比較に対して2けたでの使用率とか伸びている実績もございました。これは、実際に指定管理を受けて運営している中での決算の結果でございますけ

れども、そういうところを見ますと当市におきましての提案に対する取り組みも、この姿勢でいけるのかなと思いますので、その内容については毎年度、個別の協定を結びますけれども、と同時に市のほうの担当部局で十分に協議しながら、内容をチェックしながら進めていきたいと思いますので、ぜひこの目標を達成できるように、市も十分に監視して一緒に運営のほうに目をとめたいと思います。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　今回これは、指定管理が進むことで私は相当な効果が期待できる状況に来ているというふうに私は認識をしておりますが、私ども公明党のほうでは当市において、文化芸術振興基本条例をきちっとこれを策定をして、この市民文化の創造、また人材の育成、こういうところにしっかりと行政が積極的に取り組んでいくべきだということで何度か提言していますけれども、ぜひこの指定管理を契機に、もう民間に任せただから安心だということではなくて、さらにこの民間事業者と良好な関係を維持しながら、よりこの管理者に対して、積極的な施策を展開させる意味でも、当市において文化芸術振興基本条例の策定に取り組んでいく非常にいい機会だと私は思っているんですけど、この点についてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君）　これは当市の基本計画の中にも文化の取り組みという中で、従前は文化振興ビジョンという、その名目で目標としてございました。これはかなり前からの計画でございましたけども、いろいろ諸般の事情等ございまして、まだ進捗が十分でない点がありますし、今文化芸術基本条例という提案をいただいておりますので、これについては今後どのような形で——これは市民会館が文化芸術の中心地には間違いございませんけども、その他の施設でもそういった事業の取り組みをいたしますので、全庁的にこういった提案ができるように、関係諸課と十分に検討して内容を研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君）　私も基本事業計画書を読ませていただきまして、非常に内容も濃くて充実しているなと思うんですけども、実際引き継いで運営がスタートしてみないと、さまざまなことが見えてこない部分もあるのかなと思うんですけども、役所側に対しての年間なのか、半年なのか、1カ月なのかかわからないんですけど、報告の形ですね、書式というか報告の内容、そういったものはどういったものがあるのかということと、その報告の内容に対して、どの程度市として口が挟めるかという、それを反映していただけるのかなということがちょっと見えにくいんですけども、教えていただけますでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君）　ただいまの御質問ですが、ここで基本協定を結ぶことになっております。その基本協定の中の21条に、事業報告書の提出を求めることとなっております。これが事業が終わったとき、またもう一つが月ごとの事業報告書の提出ということになっておりまして、その中では提出してもらうものとしては、管理施設の維持管理状況、施設の利用状況、自主事業の実施状況、その他市が指示する事項ということで、この書類を出していただいてチェックをしていくと——毎月チェックしていく。そして年度が終わったときに、またチェックができるという状況になっております。これにつきまして、また何か内容に不備——不備とは言わずに何か問題点等があるという場合には、その基本協定の22条に業務の実施状況の確認と改善勧告ということでうたわれておりますので、この中でチェックをしながら必要に応じて調整をしながら、是正をしていただくというような形をとっていくということになっております。

以上であります。

○委員（蜂須賀千雅君）　そういった内容の報告等は、当然市議会のほうにも報告があると思うんですけども、市民の方に向けてそういった報告の形態というのは、どういったものを考えていらっしゃいますでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） まず、基本的には情報公開をしてもらいたいということをお願いしており、また指定管理者のほうもやるということになっておりまして、その旨事業計画書等にもうたわれていると思いますが、基本協定書の16条のほうに施設内での資料の備えつけということで、適時公表しろというものがございまして、その中に5項目、管理業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、管理経費等の収支状況、利用者の意見、要望等ということで、これを館の中に常時公表して備えつけなくてはならないということになっております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 私は、この指定管理者についての市民会館条例の一部改正のときに、3点ばかり疑問があるということで意見を述べておりました。それでその一つは、市民会館の設置目的に沿って、市民が自主的に行ういろいろな事業及び会館利用、これが十分保障されるかということで疑問を提起してあります。指定管理者によって利益を追求する事業が優先になれば、設置目的から外れていくのではないかとということが危惧されると、このようなことを言ったわけですけれども、それで改めてその角度から、この提案されております仕様書及び基本協定などを見ますと——その前にこの指定管理者が事業を行うに当たって、市と幾つも協定というか、約束しますよね、仕様書だとか、年度協定、基本事業計画、基本協定とか、そういうのがありますよね。それらが全体としてたがをはめるわけですよ、そうですよね。

その中でも、一番最初の出発点は仕様書ですよ。仕様書に基づいて応募があって、それによって決めていく。仕様書があって決められたら、今度は協定を結ぶという段階になると思うので、だから仕様書がかなり重要になるんじゃないかと。決めたけども、基本協定の中で仕様書から外れたことを市が言っても、それは話が違うんじゃないかと、こういうぐあいになってしまうんじゃないかと思うんですよ。

それでその仕様書なんですけども、利用についてのところですけど、これをどういうふうに解釈していいのかということなんですけど、これは仕様書の5ページなんですけど、これは事業開催に当たる留意事項の中で、全部は言いませんけど、「市民の施設利用に配慮してください。」とあって、「特に指定管理者の自主事業及び独自事業と市が主催する催し物をあわせた各月あたりの日数については、各月の土曜、日曜日及び祝日の合計の半数以下となるような施設利用を行ってください。」ということですよ。これは各月の土曜、日曜日という、8日とちょっとぐらい、全体から見れば——の半数、仮に10日として年間通して、一月10日あるとして、5日は指定管理者の自主事業及び独自事業と市の事業、月のうちの5日、月は30日ありますよね。30日のうちの5日だけ、市の事業と指定管理者の自主事業、独自事業なのかというふうにここは読むのかどうかですね。あと残りの25日は市民利用と、こういうふうに何か読めちゃうようにも思うんですけども、これはどうなのか。

それから、この指定管理者の自主事業及び独自事業というんですけど、市民の自主事業の関係ですけど、市民といっても東大和市民、いわゆる市民、営利目的とした他の事業者が利用したいということがありますよね。そういうのも市民利用に当たっていくのかどうか、そのあたりをどんなふうにこの仕様書の中ではうたっているんでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） まず1点目ですが、基本的にこれを事業を決めるに当たっては、先ほども出ております年度協定、この中に年度事業計画書を添付してもらいます。それによって、その指定管理者が使おうとしているもの、市が使おうとしているものの把握ができてきます。そこでまずチェックをしたいと思っております。その中でどういう状況にあるのか。そこでまた是正ができる——余りにも半数とは言っても多くあれば、それは少し考えていただくような形も考えていきたいなと思っておりますが、基本的には半数以下の中で

事業を組んでいただくということを思っております。

また、それはここでは土、日をまずはメインに言っておりますが、それ以外の普通の平日につきましても、同じような形で調整を図っていきたいと思っております。

2点目の市民の方の事業ですね、これにつきましてはやはり市民の事業ということで、ここから外れますが、市民の方が使う事業につきましては、今現状でもそうなのですが、他市の利用よりも先に施設を借りられることができるということになっておりますので、市民利用に当たっては、他市利用よりも利便を図っているという状況でございます。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 事業計画書が出されるからというのは、それはわかりますけど、仕様書に基づいて事業計画になるわけですね。この仕様書で私が今指摘したこと、指定管理者の自主事業及び独自事業と市が主催する事業ですね、これは1カ月、4日ないし5日以内と、こういう意味ですか。そのこのところをもう一回。ということは、残りの25日は市民利用になるのかということです、この書き方は。この解釈の仕方。

○市民会館長（仲里 章君） 申しわけありませんでした。ここで書いてあるのは、まず市民利用が多いというのは土、日が多いというのがありますので、まず土、日については半数以下ということで、ここで縛りをかけているということでもあります。

また、それとは別に平日は平日の縛りということではないですが、調整をしていきたいということになっております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 今二つ言ったうちの最初の一つですけど、それではこの書き方は、仕様書の5ページの書き方は、土、日、祝日のうちの半分は市民利用ができるという意味合いでこれは書いてあるんだという意味ですね。でもこのまま読むと、そう読めないんですね。ですから、これは改善したほうがいいんじゃないかというふうに思います。それを指摘しておきます。今答弁した趣旨で受けとめると。

○委員長（関田正民君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民会館長（仲里 章君） 仕様書の中に、今西川委員がお話したことがうたわれておりますが、その半数以下にするのは、指定管理者の事業ということで、市民の方が使えるのは半数、または半数以上が使えるということでもあります。

以上であります。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時41分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民会館長（仲里 章君） 初めに仕様書のお話をさせていただきましたが、仕様書の基本協定等との関連性

について、ちょっと説明するのがありませんでしたので、ここで改めて説明させていただきます。

基本協定書の12条、ここに「本業務の実施」というのがございまして、乙、指定管理者は関係法令、この基本協定書、年度協定書、仕様書、東大和市民会館指定管理者募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を行うということになっております。

また、2項のほうで、この基本協定書、年度協定書、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の間には矛盾、齟齬がある場合は、基本協定書、年度協定書、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度計画書の順にその解釈が優先されるということになっておりまして、この中で仕様書もうたわれているということでもあります。

以上であります。

○委員（関野杜成君） 済みません、ここで資料請求を行いたいんですが、先ほどの仕様書について資料請求をしたいと思いますので、委員長において、よろしくお取り計らいのほどをお願いします。

○委員長（関田正民君） ただいま関野委員から仕様書についての資料要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

直ちに配付させます。

〔仕様書配付〕

○委員（西川洋一君） ただいま資料要求によってこの資料が配られましたけど、私は本当はこの審議に当たって議案資料ということで、ここに書いてあるいろんな必要な書類はあらかじめ出してもらうというのが本筋ではないかと改めて申し上げておきます。今委員会の要求によって提出されましたけど、今後はよろしくお願いします。

それから先ほどの続きですけども、この指摘しました、ただいま配られました仕様書の5ページ、一番上なんですけども、もう一回これを全部読むと、それは4ページからの続きになっていますよね。4ページの一つ下から「指定管理者がハミングホールにおいて自主事業及び独自事業を計画するにあたっては、市民の施設利用に配慮してください。特に指定管理者の自主事業及び独自事業と市が主催する催し物をあわせた各月あたりの日数については、各月の土曜日、日曜日及び祝日の合計の半数以下となるような施設利用を行ってください。」ということですので、これを具体的に当てはめれば、例えば具体的な数字を言おうと思って、例えばことしの6月で言えば、土曜日、日曜日が9日ありますよね。例えば6月で言えば9日間あります。その半数、日数については半数以下ですから4日ですよね。4日となるよう施設利用を行ってくださいだから、その月の指定管理者の自主事業、独自事業、市の主催する事業は6月は30日あるうちの4日という意味ですよね、ここに書いてあるのは、そういうふうに読めるわけですよね。あと残りは市民が使えると、こういう解釈でいいですかと言ったら、いや、そうではなくて、土、日の半数を指定しているんだという意味合いで答弁されたようなんですけど、その答弁だと、この書いてあるのとちょっと違うんじゃないかというふうに言ったわけなんです。ですから、もう一度このところを正確にお願いします。

○子ども生活部長（木内和郎君） この日数につきましては、土曜日、日曜日、祭日の市民利用が非常に多いということにかんがみまして、指定管理者が自主事業を行う場合、市民利用に配慮いたしまして、少なくとも半

数以下とすると。逆に言えば、土曜、日曜、祝日の市民利用は半分以上使えるということで、仕様書にうたっ
てございます。ですからしたがって、6月の1カ月、30日間の中で指定管理者が自主事業できるのが4日
間のみという解釈ではございません。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） これまでの条例を改正するときも、市の答弁の中にありましたけども、いわゆる市内の
団体の方々が使ってきた過去の結果は、おおよそ土、日の半数程度というたしか答えだったんじゃないかと思
うんですけども、それは保障してあると、そういう内容ですと、こういう意味ですよ。ですから市民の方には、
これまでと同じ利用で指定管理者になってもそごがないと、こういう意味合いのここは文書だと、今説明
だというふうに受けとめて、ただその場合、この書き方はちょっと違うんじゃないかというので、これ
は改善をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は市民の利用という意味合いですけども、市民とこういう条例や法令でいう場合には、
市民は国民ですよ。東大和市内の方々の使用、そこが主な主要団体となって利用する場合と、そうでなく
他市のいろいろな事業をやっている方々が使いたいということだってあるわけですよ。その場合どういうふ
うにそれは勘定するのか。要するに、市民利用の半数以上の中に入るのか、他市の方々の利用がね。そうす
ると、市内の方が排除されると、こういうことになるわけですけど、そのあたり、その市民の中にはいわゆる興
業団体、業を興す、そういう事業をやって利益を得ていることを専門にやる事業者、そういう人たちも市民の
中に入るんじゃないかと思うんで、そういう場合はどうなるのかですね。そういう人たちも入れたことも考え
ていくと、いわゆる市内のこれまで団体が使っていた日数は保障されるのかどうか。今の説明だと、保障さ
れるというふうに私は説明したんじゃないかって受けとめちゃったんですけども、それでいいのかどうかね、そ
こをお願いします。

○市民会館長（仲里 章君） 東大和市民会館条例でも、申請においては今お話ありましたように、市内在住、
在勤の方と市外の方と申請の時期を分けております。基本的に東大和市民であれば、市内在住、在勤の東大和
市民等であれば先に優先してとれると、施設をとれるということになっております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 市民の文化の拠点、発信基地といいますか、そういうものとしての市民会館ですけども、
その市民会館条例に基づいて、指定管理を予定している事業者から基本事業計画が出されております。その中
で、「市民との協働によって、地域に根を下ろした文化施設となることを目指します。」とありますよね。こ
れはページは基本事業計画書の10ページです。この言葉は市民会館条例の設置目的に沿った考え方で、非常
にいいというふうに思うんですけども、この市民との協働という場合、市民の声、利用している市民団体の声、
これをよく聞きますとは書いてあるんですけど、あるいはアンケートをとりますとか、どこかほかのところに
書いてあったように思うんですけど、私はそういう声を聞く上で、指定管理者が利用者を集めて会議をする
とか、連絡会をつくるとか、そういうところまで踏み込んでやっていただいたほうが、この事業計画に書いてあ
る理念を現実に担保するんじゃないかというふうに思うんですよ。その辺は、そのことについては、この事
業者及び市との話し合いの中では、この事業者はどういうふうにしていただけるんでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） 基本事業計画書の中においても、この指定管理者となろうとする共同体につきま
しては、そういう市民との話し合いの場を持つ、会議を設置するということをうたっております。その中で、
そういう市民の声も反映できる事業等をやっていくんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） そういう会合を持つというところが、ちょっと読み取れなかったものですから、それは例えばどこに書いてありますか。

○市民会館長（仲里 章君） 済みません、説明おくれまして申しわけありません。

基本事業計画書の12ページの上から3行目、⑥運営協議会の活用によるということで、この中でうたっております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） それから次の情報公開の件ですけども、ここでは情報公開については、かなりやっていただけという内容になっております。それで、情報公開の中に職員の賃金を含めた適切な労働条件、これは固有名詞は出さないでも労働条件は書けると思うんですよ。こういうところまで踏み込んだ情報公開を要求したときは、この事業者は出していただけるということになるんでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） その辺についても、話し合いの確認をとっておりますが、基本的に東大和市民会館の管理運営に関するものについては、情報公開に応じていくというものは確認はしております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 基本的には情報公開条例に基づいて、例えば市が出さなければならないと言われているような書類については、すべてこの指定管理者も受け入れるというような意味合いに受けとめていいんですか。

○市民会館長（仲里 章君） 市の条例に沿って対応していくということになっていると、私のほうも認識しております。受け入れてもらえるものとなっていると思っております。

○委員（西川洋一君） 最後の問題は、職員の適正な労働条件が確保できるかどうかということでは、仕様書の1ページのところで職員のところの部分で「館長相当職1名を常備配置し」とありますけど、その他の職員についても、これは今問題になっている派遣労働者で間に合わせようという発想ではないというふうに受けとめていいですか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 協定書（案）及びその仕様書の中で、労働基準法も含めた労働関係法規には従うことを定めております。そういったことで、労働条件につきまして法令に違反することはないと考えております。

また、今御質問にありました派遣の問題ですが、指定管理者候補からは現在においては、派遣労働者の業務従事の予定はないとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） まず、ちょっと細かく伺っていきたいと思います。

まず、基本協定書（案）の中の、14条2項、「1件につき50万円以上のものについては、甲の費用と責任において」というようなところがあるんですが、これを50万円とした理由、根拠、それからこれまでの修繕の件数と費用について、御説明をいただきたいと思います。

それから、続いて同じく基本協定書、第17条、「近隣対策」というところで、これまでどのようなトラブルがあったか。また、どのような内容のトラブルが多いのか、どのように解決してきたかについて伺いたいです。

あとちょっと戻りますが、第13条ですね、「乙は事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と書いてありますが、逆に考えれば丸投げできちゃうんじゃない

ないのというように思えるわけです。「本業務の一部を」と書いてあることは、全部を委託することは可能ではないのかなというふうに思うんですが、このところ、法の抜け穴になっていないかというところを確認させていただきます。

まず基本協定書について、それだけ伺わせてください。

○市民会館長（仲里 章君） 指定管理者が修繕する費用の50万円以下とした基準でございまして、これにつきましては、指定管理者が実施している会館の修繕ということで、比較的大規模な補修や修繕については市が行い、小規模な補修や修繕は指定管理者が行うということは一般的に行われているところであります。指定管理者が実施する修繕を50万円以下とした理由でございまして、指定管理制度を導入することは、当市においては初めてということもございまして、どの額にしたらよいかというのはちょっと悩んだところであります。指定管理者を導入している近隣の会館の例を見ましたところ、50万円以下であるというのがあったということが、まず1点目。

また、現在の市の市民会館の修繕が50万円未満の修繕がほとんどであるということも含めまして、50万円が妥当かということで決めさせていただきました。それと修繕の件数でございまして、18年度の決算では施設修繕が27件、備品修繕が5件というような状況になっております。

近隣の対策で、近隣住民とトラブルとかあったかという御質問ですが、これについては、大きなものとして2点ほど御答弁させていただきますが、一つ目が開館当初、近隣商店街等から市民会館利用者のものと思われる車が駐車場にとめられていて困っているというようなことがございまして、その対応を求められるということがございました。そのときには、私たち職員が商店街の駐車場に立ち、駐車案内をしたということと、駐車場に看板を設置いたしまして、ここはハミングホールの駐車場ではない旨の看板を立てて、市民会館の駐車場に誘導をしたということがあります。

また、現在でも地下有料駐車場に駐車できる台数が少ないということもありますので、その辺の対策としましては、市報、ホームページ等で駐車台数に限りがあること及び公共交通機関の利用をお願いしているところであります。また、地下駐車場が満車になった場合なんですが、これにつきましては、近隣に有料駐車場もございまして、そちらのほうを御案内して対応をとっているところでございます。

次に、二つ目になりますが、市民会館の設置してある場所はちょうど玄関前が交差点の付近になっておりまして、入り口のところに利用者の方を迎える車が一時的にとまってしまうということで、その交差点のところちょっと交通事故になりかねないのではないかなというようなお話がありました。現在大きい事業で利用者が多く集まるという場合におきましては、路肩にカラーコーンを置きまして、駐車できないような対応をとらせていただいております。交通安全に心がけているというところでございます。

13条これにつきましては——本当に一部を第三者にということで、基本的に全部丸投げをしていいということではございませんで、部分的に指定管理者ができない部分があった場合に、その部分だけは指定管理者が委託をして対応するというものをうたったものであります。それでそれが必要な場合は、市の許可、承認が要するというので、本来的には全部やってもらうというのが、指定管理者にやってもらうということを念頭に置いてつくったということでございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） 13条に関してなんですけども、性善説に立った解釈だなというふうに思います。基本的にこういった協定とかそういったものに関しては、性悪説に立たないといけないなというふうに思うので、こ

の解釈からすれば、本業務の一部を委託し請け負わせてはならないというふうにししか読めない。つまり、全業務は請け負わせてもいいよという裏返しの読み方ができるわけです。これ私が読んででもそういうふうに読めてしまうので、そういったノウハウにたけたプロが読めば、丸投げできちゃうんじゃないのかなというところで、それで一部、中抜いて請け負わせるということができてしまうのかなというふうに思うんですね。この協定書のほかにさまざまないろいろ仕様書等々ございますけれども、その中でほかに例えばこの丸投げを禁止するような事項が書いてあるものがあれば、それで歯どめになると思うんですが、それはどこにありますでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） 募集要項の中にありますが、15に「その他の事項」というのがございまして、その中の一つに「指定管理業務の包括委託の禁止」ということで、今お話しいただいたところを規制しているということでございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） ありがとうございます。そのところがちょっと不安だったもので、私の手元には最初この基本協定書と基本事業計画書しかなかったもので、あらかじめ御説明があればよかったです、これからは気をつけてください。

それから、次に基本事業計画書の中で、まずは6ページの下段の数値目標、これの④来館者数を50%増加させるという項目ですが、ここで伺いたいのは、客が入るものだけを企画するようにならないかという懸念ですね、それが1点。

それから2点目として、市の文化事業として、もしあれだったらそれでいいのかということが2点目。

次に、休館日の設定をどうするのか。年中無休というのはメンテナンス等との関係でできないはずでありますので、その部分はどうかということを確認させてください。

それからもう1点、12ページです。「実施方針」、先ほど他の委員がおっしゃいましたが、運営協議会の関係ですね。これの設置のための具体的内容、どういった形でどういったものをつくるのかということですね。これを伺わせてください。計画書については以上です。

○市民会館長（仲里 章君） まず、1点目の50%の増加につきましてですが、基本的に施設を利用していただくということが、やはり施設を活用する一つのものでありますので、それはやっていただかなくちゃいけないかなと思いますが、ただそれで事業をやっていくだけではなくて、事業計画書にありますように、ワークショップ、アウトリーチ、いろいろとそういうものもやっていくということでもありますので、ただ事業を有料で取れるものをやるということではなく、無料でも人が集まってもらいもの等も実施していくということになっておりますので、その辺は満遍なくできるのかなと思ってはおります。

それから休日の関係ですが、基本的に条例で月曜日は休館となっておりますので、これは基本的に変更はございません。ただ、指定管理者のほうから休日に事務所のみを開いて、それで施設の受け付け等の事務はやりたいという話がございますので、これがどのようにできるか、これから調整を図って、なるべくその方向でいきたいなと思っているところでございます。

それから、運営協議会の具体的なものということでございますが、まだそこまで——話し合っているんですが、まず運営協議の整理が必要だと思っております。どうやって、どう——市のことをどのくらい、まだ詳しいことがわかっているかどうかということもありますので、そういうものをこちらと調整しながら、今後詰めていって、効果が出る会議になるというような形で対応を調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） ありがとうございます。それでは、あとはちょっと選定の過程について伺いたいんですが、5年で4億1,300万円、現在市のほうで7億2,000万円ということで、差し引き3億1,000万円、5年間で浮くということ、つまり年間6,000万円強だということを伺いました。市はそうすると、年間6,000万円でこちらの業者さんにノウハウを売ることにもなるわけでありまして。つまり6,000万円、その分が浮くわけですから。裏返せば、同時にプロのノウハウをマイナス6,000万円で買うことになるということになるわけですが、ただのんびんだらりと6,000万円浮いた、浮いたというふうに言っているだけでは、6,000万円の価値しかないわけでありまして。そここのところで、そのノウハウをいかにして吸収していくかという方策ですね。つまり、例えばこれは5年で撤退する可能性がないわけではないということで、その場合に管理運営に係る課題等の継承とか、そういったものに関してさまざまな報告がされてはいても、それだけになってしまうということで、生きたノウハウの継承とか、吸収方法ですね、そういったことに関しての方策を具体的に伺わせてください。

○市民会館長（仲里 章君） 今のお話ですが、基本協定の22条において、市は本業務実施を確認するために、管理施設に立ち入りを申し入れることができるということで、実際にそちらに行って確認をするということができることになっております。まずこれを活用して、その状況を把握する必要があると思っておりますので、これによってやっていきたいと思っております。

また、基本協定の42条、これで連絡調整会議等——まだ名称がはっきりしませんが、こういうものを指定管理者とつくりまして、この中でそういういろいろな課題等を調整もしていくというところで、今お話しいただいたものを整理してつないでいくということもできると思っております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 指定管理の場合ですね、もろもろあって今回は5年間ということで協定を結ぶわけでありましてけれども、5年を経ずに指定管理を放棄してしまう場合がある可能性も捨て切れないわけでありまして。以前にも伺ったんですけれども、その場合のリスクヘッジですね、違約金等の扱いとか、さまざまなリスクヘッジをどうされているのかを改めて伺わせてください。

それと同時に、そのリスクヘッジの……。まあいいか、それでいいです。リスクヘッジの方策を伺わせてください。

○市民会館長（仲里 章君） 基本協定書の中にもうたっております募集要項の中に、リスク分担というものがございます。その中に、それぞれ状況に応じた対応で、どちらがどう対応するかというものを定めておりまして、その中で今あります関係もございまして、指定管理者の帰責による場合の指定の取り消しのリスクは、指定管理者にあるということで、ここでうたっております。

以上であります。

○委員（大后治雄君） ありがとうございます。とにかくすべてのリスクをつぶした上で、この指定管理にかかわる市の利益というものを最大限に生かす方向でお願いをしたいと思っております。

さらに言えば、先ほどから皆さん懸念されているように、市の文化の高揚というか、市の文化の発展に資するような形になってもらいたいということと、それからあわせて市民の使い勝手がとにかく悪くならないようにお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 済みません、最後に1点だけ確認したいんですけど、これに今回指定管理が進行したとして、その後来年の4月以降を市側の所管がどうなっていくかがですね、今の市民会館長の御立場は本来的に

は必要なくなるんだと思うんですが、これがこの市民会館、今議論されたような形の中で市民会館の指定管理者が円滑な事業を行っていたかどうか等、日常的に注視しながら、当然市の施策を進めていかなければいけないということがありますので、そこを市側の組織体制としては、どこの部署、またどういう立場の人が担当して見ていくのかということについて、ちょっと明確にさせていただきたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 来年の4月にスタートですので、その際の組織の考え方でございますけれども、現状子ども生活部の市民会館ということで行っておりますが、引き続き子ども生活部を担当部としたいと思っております。

なお組織の課については、まだ準備の段階ということでございますけれども、市民生活とか、そういった類する組織におきまして、職としては職層的には係長級を置いて、この事業を指定管理者と文化事業を進めていくということで考えております。

以上であります。

○委員（中間建二君） 要望として、文化芸術振興の拠点になるわけですので、その市の職員、今の体制の中で、どこの部やどこの課がこの文化芸術振興を担っていくのかという視点で、この指定管理者との担当も決めていただき、庁内でよく検討していただきたいということで、これは要望にとどめておきたいと思っております。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 討論を終了して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（関田正民君） 次に、20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情

○委員長（関田正民君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） 同じような陳情が、たしか前回の議会の委員会の中でも趣旨採択になったようなことがありましたが、今回の陳情理由の中に1点ちょっとお伺いしたいことがございます。「市が積極的に財政状況を市民に説明する様子もない中」という一文がありますけれども、この点について、市のほうとしてはどう

いうふうに思われているのか、お答えいただけますでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 積極的にという点でございますけれども、当市における財政状況については、非常に厳しいことが事実でございます。

なお、財政状況の公表については、市報あるいはホームページにおいても、決算、予算、財政状況ということで公開させていただいております。さらに説明会をということでございますけれども、やはり説明会を行うとなりますと、それなりに当市の分析と今後の対策というものを、これらもお知らせできるレベルにしたいなと思っております。

そこで、現状で部内でもたまたま準備しておりますけれども、そういう分析と今後の対策を考え、議会にお示しし、その後において公表の手段を考えたいというふうに考えておりますので、これは積極的でないということではなくて、十分な準備を懸命にしているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） まず、陳情者から議会に対して、これ陳情が出ている形にもなっているわけですけど、この陳情者のほうから市のほうに対して、市民説明会を開催してほしいというような話は市側には行っているのでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この文書という形での要請、これについては来てございません。断片的に、そういう説明会をということの声は聞いたことはございますが、正式に依頼という形でのこういった形ではございません。

以上です。

○委員（中間建二君） 先ほど蜂須賀委員の質疑の中でも、対応策等も含めて今市のほうで検討していただいているということですが、今回やはり国保会計の流れの中で、私も特に国保会計の引き上げについての前段階として、市財政の状況、国保会計の状況がなかなか市民に理解されないまま、国保の税率を上げる、下げるという議論は、なかなかこれは難しいだろうと、また議会でも結論を出すのも難しいだろうと、このように認識しております。当然さまざま補助金の削減等の議論も3月にはありましたので、さまざまな事業を見直す、また使用料、手数料、保険料、保険税ですね、この辺をもし変更する考えがあるのであれば、その前段として、市の財政状況や、また市の考え方をよく市民に理解をしていただかなければいけないということは、これは当然だと思いますので、その点について、まず市側の御認識を確認したいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今年度の国保会計の件、それから一般会計の市財政全般にわたる点を、これをお知らせするということが当然必要であると認識しております。そこで当面、一番迫っているのは、来年度の予算ということになりますと、秋には予算編成の時期にまいります。その前にこの決算、ここで出納整理期間が終わりまして、19年度の決算の作業をいたしておりますが、その決算状況を踏まえ、その中で今後、歳入歳出で取り組める項目についての洗い出しと、それから経常経費と臨時的な経費の取り組み、これを現状では経常経費についてのなかなかフレームがとれない状況でありますけれども、政策事業の実施計画にのっている事業の項目とあわせて、これをあわせたものを3カ年の主要事業計画というものをつくりたいというふうに計画してございまして、これらを議会にお示しし御意見をちょうだいして、次年度の予算編成、それ以降に向けていたいと思っておりますので、いましばらくその作業についてをこちらのほうでいたしたいというふうに準備してございます。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 予算編成に当たりましては、大変御苦労はされたことはわかるわけですが、当市の厳しい財政状況、これを市民に説明をしなくてはならない、説明をする必要があると考えているわけですが、今までどのように市民に対して、その説明を行ってきた実績というか、経過があるのでしょうか。そしてまた、このことについての説明責任を果たす上で、今後はどのようなスケジュールで説明をしていこうと考えているのでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 1点目の今までの市民に対する説明という点でございますけれども、その前に財政状況のお知らせという面では、いろいろな角度で行っておりますが、まず市財政の現状については、市報とホームページで予算、決算それから財政状況ということで、都合4回を今年度も予定しておりますし、昨年度におきましても実施してございます。

それから、市民への説明会といった点でございますけれども、これは説明会という形ではございませんが、出前講座という形での市民の方々からの要望ということで、こちらのほうの財政課長が出向きまして、予算と財政状況についての御説明をさせていただいております。これは今年度は5月10日にさせていただきました。昨年度は11月17日に、そのように予算と財政状況についての出前講座を行いました。それ以前ですと、18年度につきましてはこれは3回、予算と財政状況について、やはり市から財政課長と財政係長が出向きましての説明をさせていただいております。17年度におきましては、これについても市からの財政課長等の説明でございますけれども、予算と財政状況について説明をさせていただいております。

それから、こういった点がございまして、市民説明会という形ですと、16年4月29日に市民説明会ということでの実施は市長以下、部長、課長級での説明会をいたしております。

それから今年度、どのようにこれからどういう手法でということでございますけれども、先ほど別の委員さんにお答えもさせていただいて重複いたしますけれども、現状では今、部内で決算状況あるいは今後の推計ということで分析をしております。これは、当市の行財政をめぐる動きと財政対策の実施項目を洗い出しております。それから予算編成説明会が10月頭ですので、その前に市議会への説明をさせていただいて、考え方、取り組み、それと同時にその後、職員への周知、市民への公表ということでスケジュール的には実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） この際、動議を提出します。

本件について、質疑を終了し、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（関田正民君） ただいま関野委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

20第7号陳情 市財政説明会に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○委員長（関田正民君） これをもって、平成20年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時30分 散会